

浮島校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成22年8月4日(水) 19:00~21:00
場 所 浮島公民館
参加者数 男 44人 女 5人 合計 49人



1. 新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名 (高齢者福祉について)

【討議内容】(質 問)

(1) 敬老会助成金の復活について

平成16年の台風災害により、幾多の事業が中止又は廃止になっているが、健全財政を成し遂げられたことにより、敬老会への助成金を復活することについて、どのように考えているのか。

(2) 高齢者名簿の配布について

敬老会事業の際には、市より70歳以上の高齢者名簿が自治会に配布され、それを参考にしてきた。現在は、民生委員、見守り推進員、ふれあい訪問員の努力により、独居高齢者は概ね把握しているが、高齢者夫婦世帯などの把握ができていない。個人情報保護法の関係もあるが、災害・非難時等にも必要であるので、高齢者名簿を自治会長のみ配布できないのか伺いたい。

(3) 社会福祉協議会に対する市委託料の増額について

見守り推進員は市全体で209人活動しているが、独居高齢者の増加で、支部社協において独自で補充している状況で、支部社協の財政負担が増加している。また、ふ

れあい訪問員制度も導入している。そのため、市の社会福祉協議会への委託料の増額し見守り推進員活動の充実、ふれあい訪問員制度の充実を図っていただきたい。

(4) 緊急通報、福祉電話の設置について

一昨年浮島校区において孤独死という不幸な事故などが起こった。緊急通報、福祉電話については、現在、独居高齢者で且つ非課税者であることが原則となっている。高齢者からの申請がなくても、毎年予算化し、非課税者でなくでも設置できるよう基準の緩和をしていただきたい。

(回答 市長)

- (1) 敬老会事業は、市民の老人福祉への関心と理解を深めるため、各自治会等で実施されてきましたが、高齢者の実質的参加率が低いことや、高齢者が互いに交流を深めることを目的にしているものの、参加できない方々には商品券等を配布している例が多いことなどから、災害の発生以前から懸案となっており、当時の厳しい財政状況や介護保険制度改正等に対する新たな施策への転換などから、平成17年度に廃止といたしました。その後も高齢化が進展し、高齢者は毎年増え続け、介護給付費に対する市の持ち出しは毎年1億円程度増加しているなど厳しい状況が続いておりますため、敬老会助成金の復活は難しい状況となっております。
- (2) 市が保有する個人情報をお出しすることが難しいため、地域でお世話をいただく皆様にご苦勞をおかけしております。個人情報の取扱いについては、個人情報を保護するため本人の意思が尊重されますことから、原則として本人から情報を得ることが求められるものとなっております。災害時の要援護者は、本人了解のもと、自治会にお願いしている例もあります。命にかかわる問題など、目的・必要に応じ、お出しできる情報はできる限り提供してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。
- (3) 見守り推進員制度は、H8年に県が音頭をとって導入した制度であり、市が社会福祉協議会に委託している事業です。見守り推進員一人が独居高齢者およそ20人を見守ることとしておりますが、今後とも高齢者数が増加傾向にあるため、見守り推進員の負担軽減等を図る必要もあり、これからの高齢者の見守り体制について、独居に限定しているという対象、数など、総合的に見直しを図ってまいります。
- (4) 福祉電話貸与事業については、安否確認が必要な独居高齢者に福祉電話を貸与し、市が基本料金を負担しているものであるため、ご自身で電話設置が可能な方等は対象となっております。また、緊急通報装置につきましては、平成16年度からレンタル方式に変更し、機器利用料の月額約400円を利用者負担とさせていただきました際に、市民税非課税の要件を取り除きましたため、現在は課税世帯の方にもご利用いただけることとなっております。なお、申請については、民生児童委員さんなどによる代理提出もできることとしておりますため、お気軽にご相談ください。

2. 校区設定市政課題

課題名（ 浮島小学校西側通学路の安全及び浸水対策について ）

【討議内容】（質 問）

- (1) 児童の通学路の安全面だけに視点を置くと、遊水路に蓋をしていただきたいが、現状（遊水路の改良、改善をしない状態）で、遊水路に蓋をした場合、児童の安全等が図られると思うが、周辺住民の浸水対策上は、問題ないのか？
- (2) 遊水路の改良等、浸水対策を図ったうえで蓋をするのが良いと考えるが如何か。また、老朽化している宇高ポンプ場の整備及び水路の改良などに取りかかるための、認可変更の作業はどのように進んでいるのか？

（回答 市長）

- (1) 現在、排水路への主たる流入区域が公共下水道認可区域外となっていますことから、詳細な検討を行うことが出来ない状況ですが、水路に蓋がけしない状況で水路から水があふれるような降雨量であれば、蓋がけしても開口部であるグレーチング等から水があふれる状況となります。また、上流部に対して少なからずの影響を及ぼす可能性はあると考えられます。その他、蓋がけをすることで、維持管理に支障を及ぼすことも考えられますので、排水路を所管する吉岡泉土地改良区との協議が必要となります。本来、公共下水道での整備が望ましいと思われませんが、現状では認可区域でないことから、その整備に時間を要すると考えております。
- (2) 公共下水道で整備を行う際には、主として地下に埋設する暗渠管で必要断面を確保した整備となりますので、通学路としての安全性が図られた整備となりますが、一部用水の利用がある場合、側溝等での整備検討が必要となる場合も有りますので、実際に施工する際には、詳細な検討が必要となります。

認可変更の作業につきましては、現在、平成23年度に行う認可変更申請図書の作成業務について、6月30日に設計コンサルタントに業務委託を行いまして、今後関係機関と協議を行いながら、認可区域に新たに追加する地区の選定と併せまして、宇高ポンプ場についても整備計画の検討を行うこととしております。

なお、認可変更後の施工をまっけていると歳月がかかるため、児童や校区住民の安全を守るため、早急に対応可能な措置を検討してまいります。

3. 地域課題

課題名（ ①ごみ収集と環境について）

【討議内容】(質 問)

(1) 「雑ごみ」の1部と「プラスチック」の1部が『燃やすごみ』になった。プラスチックごみの中には、硬質プラスチックや残飯等が多く入っており、自治会役員で再分別しなければならない事例が多々ある。

他市では、プラスチックは『燃えるごみ』として処理しているところもあるが、当市で『燃やすごみ』として焼却した場合の問題点と、焼却炉に及ぼす影響等についてお伺いする。

(2) 蛍光灯、乾電池は『有害ごみ』とされているが、『不燃ごみ』の時に出す人が多い。電球が『不燃ごみ』となっているため、大変紛らわしく、間違ってしまう住民が多いと思われる。

『不燃ごみ』の範疇に、電球とともに、蛍光灯、乾電池を加えて収集するように変更しては如何か？

(3) 持って帰ってくれないごみは、自治会役員で再分別をし、次回の有害ごみの日まで保管しているが、有害ごみの回収日が少なすぎる。有害ごみの指定日を、他のごみの指定日に合わせるなど、回数を増やしてほしい。

(回 答): 市 長

(1) プラスチックごみにつきましては、容器包装リサイクル法により、プラスチック資源化に向けての取り組みが必要なことから、リサイクル推進施設を建設し、平成21年10月より、容器包装は資源化し、その他プラスチックは焼却することとしております。

現在の清掃センターは、当初より、プラスチックごみも焼却できる施設として建設されておりますが、プラスチックごみは残飯等と比べて発熱量が多く、プラスチックの焼却量が増えて使用温度が上昇すると、焼却炉内を覆っている耐火物の寿命を縮める要因となります。

また、焼却するプラスチックごみの増加に比例して、排ガス中のダイオキシンの発生量が増加すると共に、発生したダイオキシンを除去するために使用する活性炭の噴霧量も増加します。(ダイオキシンは、排ガス中に活性炭を噴霧し、活性炭に吸着することで除去しております。)

更に、このダイオキシンを吸着した活性炭は飛灰として扱われるため、飛灰の発生量も増加することになります。

以上のことから、全てのプラスチックを焼却処分することは、ダイオキシンの発生量の増加や施設の維持管理費の増大を伴い、施設そのものの寿命を縮める要因となります。

プラスチックごみの焼却は少ないに越したことはありませんが、残留ごみの中身を残飯類とプラスチックとを自治会で再分別までしなくても、可燃ごみとして再度出し

ていただいても問題はありません。

(2) 及び (3)

有害ごみについては、「蛍光灯」、「乾電池」、「水銀式体温計」を種類ごとにコンテナを使用して収集し、集めたこれらのごみは種類ごとにリサイクルされています。蛍光灯は水銀を回収するためには、割れないよう収集する必要があるため、不燃ごみと一緒にするには収集車を増やすなどコストがかかってしまいます。また、電球は蛍光灯と一緒にリサイクルすることができません。

自治会で、長期間、排出日違いで出された蛍光灯などをご保管いただくのは困難なことでもあると思いますので、溜まった際にはごみ減量課へご連絡いただけましたら随時対応をさせていただきますのでよろしくお願いします。

※蛍光灯は、従来埋立処理してきたが、水銀の環境への影響や、リサイクルの推進を考慮して別回収することとした。びん・缶の収集車両で、第5週に「有害ごみ」を収集している。びん・缶との同時収集は、収集にかかる時間、コンテナ設置スペース（スペースがないステーションも多い）の問題があり困難。

課題名（ ②浮島小学校の通学区域について ）

【討議内容】（質 問）

現在、松の木地区内の通学児童は、「浮島小」へ14人、「高津小」へ20～30人程度通学している状況となっている。この状態が続けば、数年後には、松の木地区は高津小学校校区へと、また、浮島校区連合自治会活動の存続も危機的な状況となってしまう。

学校選択制度が導入されて以来、当地区では、家庭間の連携や地域行事への参加意識が希薄になってしまい、いざという時、助け合わなければならない地域の協力体制にも、取り返しのつかない影響が出てしまわないかと自治会役員等を中心に大変強い危機感を抱いている。

今の学校選択制度について、現状のまま変更することなく継続するつもりなのか？今後、条件等について変更する予定はないのか？について、校区住民に対し、しっかりとした説明をお願いしたい。

（回答 教育長）

児童・生徒の就学すべき学校は、あらかじめ教育委員会が定める通学区域に基づき、指定することとなっております。しかし、それぞれの児童・生徒やその家庭などの個別の事情を考慮し、指定学校を変更できる制度を本市においても設けています。この一つとして、小学生は、徒歩通学を原則としていますことから、通学距離の観点から、「住所地（自宅）から指定小学校までの通学距離より、隣接する小学校までの通学距離の方が近い場合で、当該隣接する小学校に就学を希望する場合」を許可基準としています。

松の木町につきましては、昭和12年の市制施行時には高津小学校区でしたが、その後、住友化学の社宅が建設され、同地域の世帯・児童数が増加したため、昭和25年4月、高津小学校の分離校として浮島小学校が開校し、松の木町も浮島小学校区となったという経緯があります。したがって、学校までの距離のみの観点からすると、ほとんどの区域が浮島小学校よりも高津小学校のほうが近い距離にあり、当該地域の児童の大半が前述の理由により高津小学校へ校区外通学するようになっているのが実情です。

しかしながら、「校区制を原則」としている本市においては、「学校の適正規模」や、「地域との連携」を図っていく観点から、また、昨年度実施した中学校選択制に関するアンケート調査の中で、小学生の通学距離についての回答結果を踏まえ、さらには、体力の低下や、「日頃から歩くということを通じての体力向上を図る」ことの大切さを考慮し、「新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に定める校区外通学の許可基準を改めました。これまでは「単に通学距離が近い」という観点のみで隣接校への校区外通学を許可していましたが、児童にとって負担とならない限度として、「指定学校までの通学距離が、直線距離で1.5キロメートルを超えている場合」を付加した基準とすることといたしました。今回の改正は、来年4月1日以降に新入学または転学する児童から適用することといたしておりますが、すでに改正前の許可基準により校区外通学をしている兄弟がいる場合は、弟妹が兄弟と同時に同じ小学校に通学できるよう配慮しております。